

活用してみませんか？国の補助事業

抜粋

一月二十日、総額三兆三、二一三億円の「平成27年度補正予算」等が成立しました。中小企業・小規模事業者の活用が想定される内容を抜粋してご案内いたします。今後、各種補助金の公募が開始される予定です。

ものづくり・商業・サービス新展開を支援します

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

● 中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

一般型

補助上限額

1,000万円

補助率 2/3

※共同事業の場合は、上限額×5社

● 小規模な額で革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

小規模型

補助上限額

500万円

補助率 2/3

サービス・ものづくり高度生産性向上支援

● IOT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。

補助上限額

3,000万円

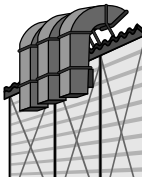
補助率 2/3

省エネ設備の導入を支援します

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

● 高効率な省エネ設備（空調、工業炉、給湯など）への更新を支援。

補助率 設備取得費用の1/3



消費税軽減税率への対応の支援

複数税率対応レジの導入等支援

● 複数税率に対応して区分経理等を行う必要がある小売事業者（複数税率対応レジを持たない者）。

補助上限額

1台あたり20万円

補助率 2/3

※3万円未満のレジ購入の場合3/4

受発注システムの改修等支援

● 軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある小売・卸売事業者等。

補助上限額

1,000万円（小売事業者）

150万円（卸売事業者等）

補助率 2/3

ご存知ですか？小規模事業者持続化補助金

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン変更等）などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助（50万円を上限に補助金【補助率：2/3】）するものです。

- ①雇用対策
- ②買い物弱者対策
- ③海外展開

補助上限額が100万円

(2) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。

(3) 右記(1)と(2)の併用は可能です。（その場合でも補助上限額は500万円を上限とします）

◆補助対象者

小規模事業者「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用」

- 卸売業・小売業 常時使用する従業員の数 5人以下
- サービス業（宿泊業・娯楽業以外） 常時使用する従業員の数 5人以下
- サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下
- 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

＜対象となる取り組みの例＞

- (1) 広告宣伝 新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- (2) 集客力を高めるための店舗改装 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- (3) 商談会・展示会への出席 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出席

当所管内において
 昨年の実績は、申請60件中37件が採択（採択率61.7%）されました。
 本年の小規模事業者持続化補助金は2月12日現在で、まだ公募を開始しておりませんが、昨年より予算が縮小され公募の予定となっております。計画申請は商工会議所と一体となって作成する為当所までご相談ください。



(4) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

■補助金の申請には、事前の準備が必ず必要です。

■ご検討される事業所様は当所まで早めにご相談ください。

問合せ 当所指導課
TEL 2212273まで